

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第3号

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料規則の一部を改正する規則

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料規則（昭和31年新潟県規則第42号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第2条 条例第2条第3項の規定による手数料の額は、次の各号に掲げる衛生検査等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 豚のオーエスキー病検査 1検体につき <u>860</u> <u>円</u> (3)～(7) (略)	第2条 条例第2条第3項の規定による手数料の額は、次の各号に掲げる衛生検査等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 豚のオーエスキー病検査 1検体につき <u>750</u> <u>円</u> (3)～(7) (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。